○近畿地方整備局告示第二百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

近畿地方整備局長　池内　幸司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
舞鶴市字鹿原小字森ノ内一八五番から同市字鹿原小字松谷三三番一まで	前	九・〇〇〇～一八・〇〇〇メートル　四一三キロメートル
	後	一〇・〇〇〇～一九・〇〇〇　四一三
舞鶴市字鹿原小字松谷二三番五から同市字小倉小字フルミヤ四〇六番一	前	一〇・二〇〇～二六・〇〇〇　三五二
	後	一一・六〇〇～二六・四〇〇　三五二

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

近畿地方整備局長　池内　幸司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
宍粟市山崎町庄能字荒井三五〇番一地先から同市山崎町庄能字荒井三八一番一地先まで	前	一二・三〇〇～一三・三〇〇メートル　〇三〇キロメートル
	後	一二・四〇〇～一五・七〇〇　〇三〇

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

近畿地方整備局長　池内　幸司

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十九号　宍粟市山崎町庄能字荒井三五〇番一地先から同市山崎町庄能字荒井三八一番一地先まで　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

(二) 供用開始の区間　平成二十五年十月十一日

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
佐世保市大塔町一〇〇三番一七から同市大塔町九七二番まで	前	二六・〇〇〇～八九・〇〇〇メートル　一八八キロメートル
	後	二六・〇〇〇～八六・〇〇〇　一八八

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
大川市大字坂井字小高町六五八番一から同市大字三丸字東下り溝一四九八番三まで	前	七・五七～一四・二九メートル　一三七キロメートル
	後	一一・九七～二七・五九　一三七

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○沖縄総合事務局告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十月十一日

沖縄総合事務局長　河合　正保

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年沖縄総合事務局告示第十号那覇広域都市計画道路事業三・四・五十四号城間前田線及び三・三・十六号国際センター線

三　事業施行期間　自平成二十四年三月二十三日至平成三十年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　平成二十四年沖縄総合事務局告示第十号の事業地のうち沖縄県浦添市字前田山川原及び前田一丁目地内において事業地を変更する。

○近畿地方整備局告示第二百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

近畿地方整備局長　池内　幸司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
洲本市炬口字中浜北五番一四地内	前	四三・七七～五四・〇六メートル　四一キロメートル
	後	四三・七七～七四・三三　〇四一

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

近畿地方整備局長　池内　幸司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
舞鶴市字鹿原小字森ノ内一八五番から同市字鹿原小字松谷三三番一まで	前	九・〇〇〇～一八・〇〇〇メートル　四一三キロメートル
	後	一〇・〇〇〇～一九・〇〇〇　四一三
舞鶴市字鹿原小字松谷二三番五から同市字小倉小字フルミヤ四〇六番一	前	一〇・二〇〇～二六・〇〇〇　三五二
	後	一一・六〇〇～二六・四〇〇　三五二

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

近畿地方整備局長　池内　幸司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
宍粟市山崎町庄能字荒井三五〇番一地先から同市山崎町庄能字荒井三八一番一地先まで	前	一二・三〇〇～一三・三〇〇メートル　〇三〇キロメートル
	後	一二・四〇〇～一五・七〇〇　〇三〇

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

近畿地方整備局長　池内　幸司

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十九号　宍粟市山崎町庄能字荒井三五〇番一地先から同市山崎町庄能字荒井三八一番一地先まで　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

(二) 供用開始の区間　平成二十五年十月十一日

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
佐世保市大塔町一〇〇三番一七から同市大塔町九七二番まで	前	二六・〇〇〇～八九・〇〇〇メートル　一八八キロメートル
	後	二六・〇〇〇～八六・〇〇〇　一八八

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十一日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
大川市大字坂井字小高町六五八番一から同市大字三丸字東下り溝一四九八番三まで	前	七・五七～一四・二九メートル　一三七キロメートル
	後	一一・九七～二七・五九　一三七

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○沖縄総合事務局告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十月十一日

沖縄総合事務局長　河合　正保

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年沖縄総合事務局告示第十号那覇広域都市計画道路事業三・四・五十四号城間前田線及び三・三・十六号国際センター線

三　事業施行期間　自平成二十四年三月二十三日至平成三十年三月三十一日

四　事業地　収用の部分　平成二十四年沖縄総合事務局告示第十号の事業地のうち沖縄県浦添市字前田山川原及び前田一丁目地内において事業地を変更する。